

海外旅行傷害保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間中のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(特に指定のなかった場合には被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた残額をお支払いします。	たとえば ①保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、革命などの事変 ④放射能照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心臓喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・・・など
傷害後遺障害	責任期間中のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります。	たとえば ①保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、革命などの事変 ④放射能照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故、ただし、無免許・酒気帯び運転により事故発生の日から180日以内に被保険者が死亡された場合は救済費用部分の保険金をお支払いします。 ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故、ただし、自殺行為によりその行為の日からその日を含めて180日以内に被保険者が死亡された場合は、救済費用部分の保険金をお支払いします。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、ただし、これらが原因で死亡された場合は救済費用部分の保険金をお支払いします。 ⑧歯科疾病 ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・・・など
治療・救済費用	<p><傷害治療費用部分> 責任期間中のケガにより、医師の治療を受けた場合。</p> <p><疾病治療費用部分> ①責任期間中に発病した病気、または、責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その原因が責任期間中に発生したものに限り、)により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②責任期間中に感染した特定の感染症がもつて責任期間終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p>	<p>下記の費用で実際に支払われた治療費等のうちたとえば社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、)について、保険金をお支払いします。</p> <p>※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。</p> <p>①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要となった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p>	<p>たとえば ①保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、革命などの事変 ④放射能照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故、ただし、無免許・酒気帯び運転により事故発生の日から180日以内に被保険者が死亡された場合は救済費用部分の保険金をお支払いします。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、ただし、これらが原因で死亡された場合は救済費用部分の保険金をお支払いします。 ⑧歯科疾病 ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・・・など</p>
	<p><救済費用部分> ①責任期間中のケガまたは自殺行為により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②責任期間中のケガにより、3日以上続けて入院した場合 ③責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で死亡された場合 ④責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合(責任期間中に医師の治療を開始した時に限り、) ⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合 ⑥責任期間中の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関によって確認された場合</p>	<p>保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額について、保険金をお支払いします。</p> <p>①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで) ③救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用</p>	
	お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分、また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分については、お支払いの対象となりません。		
疾病死亡	<p>①責任期間中に病気によって死亡された場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気(原因が責任期間中に発生したものに限り、)により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合 ③責任期間中に感染した特定の感染症によって、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(特に指定のなかった場合には被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争、革命などの事変 ・放射能照射、放射能汚染 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 <p>・・・など</p>
個人賠償責任	<p>責任期間中に他人にケガをさせたり、他人の物(*)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合※被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。</p> <p>(*) レンタル会社よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。))を含みます。</p>	<p>1回の事故について、賠償責任保険金額を限度に、損害賠償金をお支払いします。このほか、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いします。※賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・被保険者の職務遂行に関する賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊もしくは紛失に対する賠償責任(レンタル用品を除く) ・航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・被保険者の親族に対する賠償責任 ・戦争、革命などの事変 ・放射能照射、放射能汚染 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p>・・・など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害	<p>責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ※携行品とは、被保険者が所有(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたものを含みます)かつ携行する身の回り品(カメラ、カバン、衣類等)をいいます。 ただし、次のものは含みません。 現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・各種書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)のもの、別送品など</p>	<p>携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。 このほか以下の費用についても保険金をお支払いします。 ・損害の発生または拡大を防止するために必要 ・有益な費用 ・他人から賠償が受けられる場合にその権利の保全・行使について必要な手続きを取るための費用 *お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 *損害額とは価額(購入費から減価償却した額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。*運転免許証については再発給手数料をいいます。*旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した発給手数料、被保険者の交通費、電信料、発給地における宿泊費を損害額とし、1事故につき50,000円を限度とします。</p>	<p>たとえば ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・戦争、革命などの事変 ・放射能照射、放射能汚染 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・偶然・外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故(故障等) ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難措置、空港等の安全確認検査での鍵の破壊はお支払いの対象となります。) ・など</p> <p>なお、被保険者が有償で借りた携行品の損害に對しては、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。</p>
航空機寄託手荷物遅延等	<p>被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後、6時間以内に、航空会社に運搬を委託した手荷物が目的地に届かず、衣類、生活必需品、やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	<p>目的地に到着後96時間以内に負担した、実際に支出した費用(負担することを予定していた金額を除きます。)について、保険金をお支払いします。 (注)手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。</p>	<p>たとえば ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失、法令違反 ・戦争、革命などの事変 ・放射能照射、放射能汚染 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・など</p>
航空機遅延費用	<p>①搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。)から6時間以内に代替機が利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p>	<p>被保険者が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額について、保険金をお支払いします。 (注)渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限りま。</p>	<p>たとえば ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失、法令違反 ・戦争、革命などの事変 ・放射能照射、放射能汚染 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・など</p>
旅行変更費用	<p>以下の理由により出国中止した場合または出国後旅行を取り止め帰国した場合</p> <p>①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)*または被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の3親等以内の親族が死亡された場合または危篤となった場合</p> <p>②被保険者等がケガ※や病気※で入院された場合または、被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の2親等以内の親族がケガ※や病気※で14日以上継続して入院された場合(14日経過以前に死亡された場合を含みます。) ※妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p> <p>③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合</p> <p>④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合</p> <p>⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、なだれ等により100万円以上の損害を受けた場合</p> <p>⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合</p> <p>⑦被保険者等の渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合 ・地震・噴火・これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出</p> <p>⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合</p> <p>⑨被保険者等が災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合</p>	<p>保険契約者、被保険者またはこれらの法定相続人が負担した次の費用を、旅行変更費用保険金額を限度にお支払します。(旅行が企画旅行の場合は下記2または3のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記1または3のいずれか高い額をお支払いします。)</p> <p>1. 次の費用</p> <p>①出国中止または中途帰国したことにより取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用(出国後3か月以内に提供を受けるもの)に限ります。 ②渡航手続費として支払った費用。 注:上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、出国中止または中途帰国した後で使用できるものに対する費用も除きます。</p> <p>2. 中途帰国し、企画旅行の場合は、次の算式により算出した額</p> $\frac{\text{旅行変更費用保険金額}}{\text{または旅行代金のいずれか高い金額}} \times \frac{\text{「中途帰国した日以後の日数」}}{\text{「旅行日程の日数」}}$ <p>注:旅行代金について払い戻しを受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。</p> <p>3. 次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ・航空券等(その利用日が出国後3か月以内の場合に限ります。)*の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合</p> <p>①被保険者の航空運賃等交通費 ②被保険者の宿泊施設等客室料(14日分限度)、通信費、渡航手続費(合計20万円まで) 注:中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救済費用保険金により支払われる額を控除します。</p>	<p>たとえば ①次のような原因により左記「保険金をお支払いする場合」の①~⑤に該当した場合 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺、犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・核燃料物質による事故または放射能汚染</p> <p>②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記「保険金をお支払いする場合」の②が生じた場合</p> <p>③保険料領収前または契約日前に、左記「保険金をお支払いする場合」の①~⑨に該当していた場合またはその原因(死亡・危篤・入院等の原因となったケガの発生、病気の発病または隔離の原因となった感染症の発病をいいます。)*が生じた場合</p> <p>④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、興行、試運転によって左記「保険金をお支払いする場合」の①、②が生じた場合 ・など</p>

「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。

「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。

「特定の感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する一類、二類、三類、四類感染症をいいます。

「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸収した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。